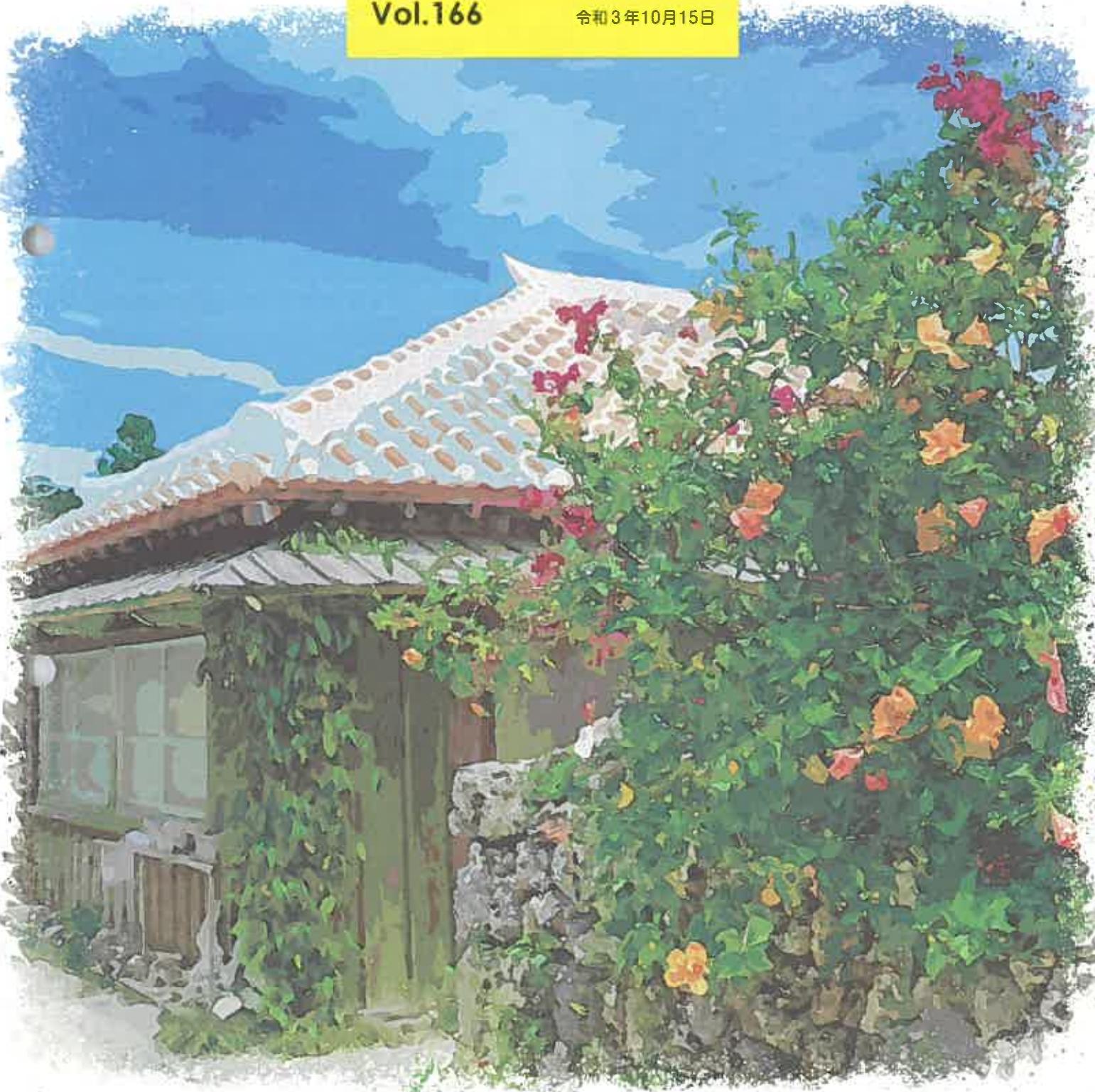


TAKKEN OKINAWA

10

Vol.166

令和3年10月15日



令和3年度 不動産フェア

令和3年9月23日(木)「不動産の日」に、FM沖縄の番組でおなじみ「ハッピーアイランド」の電波に乗せて、不動産フェアが開催されました。

新型コロナウイルス緊急事態宣言が延長となり、直前に屋外での会場設営を断念し、去年同様室内(不動産会館)で行うこととなりました。

最初に、会場とスタジオをリモートで結び、知念聰会長が出演しました。

会長は「不動産の日」の存在意義を述べたあと、休止していた不動産フェアを業界活性化のために復活させた旨を力説され、日々の宅建協会の事業内容についても説明しました。

そして番組はパーソナリティーの多喜ひろみさんと伊藝梓さんのテンポのいい掛け合いで盛り上がりっていました。

お便りテーマを「お家ストーリー」と設定し、リスナーからの家にまつわるエピソードが紹介されました。また曲も家を題材としたものが多く選ばれました。

au街角トピックスには、(一社)不動産流通機構の川端ゆかり理事がご出演されました。

川端理事は、特に宅建業者の仲介手数料について「責任と誇りの証」と位置付け、その重要性と正当性を強く訴えました。

併せて(一社)不動産流通機構の「優良会員」制度

の紹介、利用を呼びかけました。

また、生放送内でお答えする質問メッセージのコーナーでは、時節柄コロナや空き家に関するものとなりましたが、広報啓発委員会の比嘉秀樹委員と糸洲潤委員が、リスナーからの質問に的確に答えました。

今回は初の試みとして、芸人のパーラナイサーラナイによる「消費者講座」の動画を作成し宅建業協会のホームページにて公開し、その紹介も行われました。

さらに、宅建業協会2階では、電話無料相談の企画で4人の相談員が消費者からのお電話に親身になって相談に応対する姿が見られました。

これも予想を超える反響で、受付開始と同時に相談者からの電話が鳴り響きスタッフはその対応に大わらわでした。

最後に渡久地政彦副会長が、役員と事務局が一体となりスムーズな進行の下成功裏に終わったと述べて閉幕となりました。

複数の役員が「今回は一番充実していた」と口にしながら帰路へ着きましたが、来年こそは新型コロナウイルスが終息し、役員全員参加の賑やかなイベントになる事をお祈りします。

広報啓発委員 大城 民夫



宅建業協会役員



知念会長、多喜さん、伊藝さん



川端理事と山川古都乃さん



電話無料相談対応



赤嶺常務理事 リモートインタビュー



不動産フェア



比嘉委員、糸洲委員



TAKKEN OKINAWA

10

Vol.166
令和3年10月15日

不動産フェア	3
新規免許取得者講習会(前期)	4
役員研修会	5
ハトサボ	7
ハトサボログイン	9
地域研修会(動画)全宅連HP掲載案内	10
賃貸不動産経営管理士講習会	11
業者会の動き	14
弁護士相談費助成	15
女性部会だより	17
ラジオ不動産相談所	19
会員のひろば	20
宅建クイズ／事務局おすすめ簡単クッキング♪／Information	21
入会者のご案内／退会者のご案内／宅建クイズ解答	22
理事会の動き／協会の動き	

協会よりお知らせ 改正情報に関しては
協会のHPをご覧ください。



新規免許取得者研修会(前期)

令和3年度新規免許取得者研修会(前期)が去った7月15日(木)に不動産会館4階ホールにて行われました。新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言下の中、14名の参加があり、感染対策として時間の短縮、参加者の制限、テーブル1台に付き1名、また換気も十分考慮した上で開催されました。開始前には水害ハザードマップの重説義務化に関するDVDを視聴いただき、角田照子人材育成委員司会のもと研修会は進められました。宮城康副会長の開会挨拶の後、知念聰会長の挨拶では「協会の研修会等に積極的に参加し不動産知識を高め、地域から信頼され慕われる業者になって欲しい」と熱く語られておりました。最初のテーマである「協会の概要と構成について」宮城康副会長より、特に会員としての心構えについて「クレームがあった場合はプロとして速やかに誠意をもって解決すること」、「元付会員は正当な理由がない限り客付け会員に対して物件情報提供を拒否してはならない」と囲い込みによる業者間トラブルが多いことを挙げ、物件紹介拒否の禁止について話されておりました。また、令和3年6月15日施行された賃貸住宅を200戸以上管理している場合の「賃貸住宅管理業の登録制度」の登録義務について案内がありました。次に「不動産の表示に関する公正競争規約について」(一社)九州不動産公正取引協議会沖縄地

人材育成委員 神山 篤一郎



令和3年度 役員研修会

令和3年7月16日、不動産会館4階ホールに於いて令和3年度役員研修会を開催致しました。

研修会の冒頭、知念聰会長より「長引くコロナ禍で本会事業に大きな影響が出ている中、役員が一丸となって消費者、会員、地域社会の為、円滑な事業遂行を図れるよう各自が創意工夫するよう努めて頂きたい」とし、「本会役員としての心構え」について熱弁された。

研修会の第一部では、副会長の宮城康より「本会の事業並びに定款等について」というテーマで、本会の主要事業別に公益事業、共益事業、収益事業、法人管理について解説し、特に公益事業については、事業計画や予算的な裏付けを考慮したたうえでの各委員会、担当役員の業務について実例を交えながら紹介した。また、本会の行動指針たる定款及び施行規則についても触れられ、新たに改訂された抜き行為・囲い込み禁止規定や、役員の職務及び権限について述べられ、その後のフリートーク、質疑応答でも出席役員から活発

な問題提起がなされました。

研修会の第二部では、副会長の渡久地政彦より、令和元年に策定された「沖縄宅建ビジョン」について再度、報告を行った。

「沖縄宅建ビジョン」は10年、20年先を見据えた本会の“るべき未来像”について述べており、沖縄宅建の理念を再確認し、これまで取り組んできた事業を振り返り、責任ある団体として未来に向けてどのような価値を創造し、地域社会に提供できるかを命題にしていますが、その策定過程にて用いられたSWOT分析【Strength（強み）・Weaknesses（弱み）・Opportunities（機会）・Threats（脅威）】について詳しく解説し、この4項目をクロスさせて戦略的課題を明確にした今後の事業展開について説明され、この手法が有用であり、個々の会社においても活用できる事も併せて紹介されました。

事務局 仲村 直和



その契約書式作成「ハトサポ」
におまかせください！

最新法令
に対応

無料でつかえる
強力な会員業務支援



宅建協会会員限定業務支援システム

ハトサポ

ハトサポ

検索



Web書式作成システムで
契約書・重説があつという間に
完成!!

自動化で大幅に効率化

さらに

契約書式は法令改正等に完全対応！

ハトサポが提供する充実のメニューはウラ面へ ➡ ➡ ➡

ハトサポが提供する主な業務支援メニュー

★簡単操作&自動化で契約書式の作成作業を大幅に効率化！

➡ ハトマーク Web書式作成システム

便利な機能が満載

Point 1 簡単操作で書式作成
直感的に所定の入力欄に入力していくだけで、あっという間に作成できます。

Point 2 いつでもどこでも作成可
クラウドなので端末を選ばず、ネット環境さえあれば 365 日 24 時間どこでも契約書式の作成が可能です。

Point 3 重複項目は自動連動
書式間で共通する入力項目は自動連動されるため、再入力の手間を大幅削減できます。

Point 4 呼び出し機能が充実
物件・宅建業者・宅建士等の情報を登録しておけば、ワンクリックで呼び出し、何度も利用可能。

Point 5 無料・インストール不要
ハトサポから無料ですぐにご使用いただけます。専用ソフトのインストールも不要です。



★重説・契約書作成の強い味方

➡ 特約・容認事項文例集

例えばこんな文例集が掲載されています

●契約の解除に関する特約 ●権利金・礼金の不返還に関する特約 ●賃料・共益費に関する特約



★その他にも充実の業務支援メニューをご用意！

1 Web研修

宅建業に従事される方の知識向上、取引における紛争防止のため業務上参考となる研修用動画を配信。

2 法令改正情報

最新の法令新設・改正等の情報や各種通達や告知等をいち早く掲載。過去の改正情報も検索できます。

3 不動産取引に関するご相談

弁護士による電話法律相談、契約書式の書き方相談、税理士相談で取引のご相談をサポートします。

4 ワード・エクセル契約書式

重要事項説明書・売買契約書・賃貸借契約書などのワード・エクセル契約書式がダウンロードできます。

5 不動産取引に関する出版物

不動産取引に関する書式の書き方の解説書など、会員業務を支援するためのツールを多数ご用意。

6 提携サービス

建物状況調査や住宅ローン、少額短期保険、経費削減まで、業務に役立つサービスや商品をご紹介。

今後も支援メニューを充実！皆様の業務を強力にバックアップします！

ハトサポへの利用登録がお済みでない方はお早めにご登録ください！

ご利用方法 「ハトサポ」のご利用には各会員個別に発行されるハトサポ ID・パスワードが必要です。



URL : <https://www.zentaku.or.jp/>

※大阪宅建協会会員は、ログイン画面「大阪宅建協会会員ログインはこちら」からログインできます。

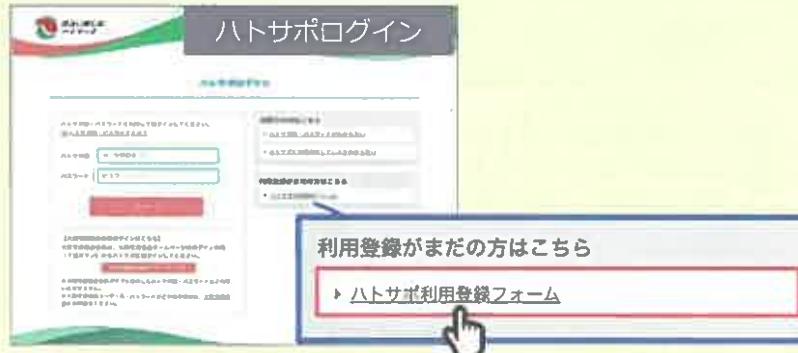
→すでにハトサポ ID・パスワードをお持ちの方はこちらから

←初めてご利用される方はこちらから

REAL PARTNER 公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 ハトサポ 検索

会員の操作の流れ 利用登録の流れ

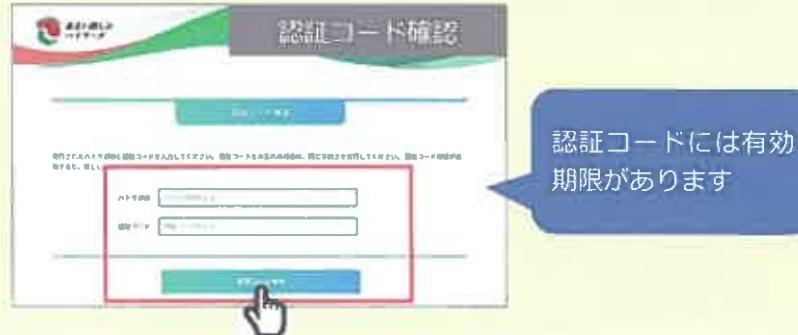
1 「ハトサポ利用登録フォーム」をクリック



2 必須項目を入力して「利用登録する」をクリックすると、入力したメールアドレスに「利用登録のお知らせ」メールが送信されます。



3 「利用登録のお知らせ」メールに記載されているURLにアクセスし、「ハトサポID」・「認証コード」を入力して、「認証コード確認」ボタンをクリック

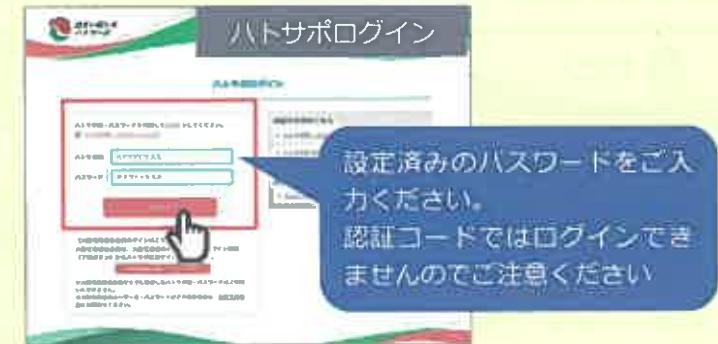


4 任意のパスワードを入力し、「保存」をクリック



会員の操作の流れ 利用登録の流れ

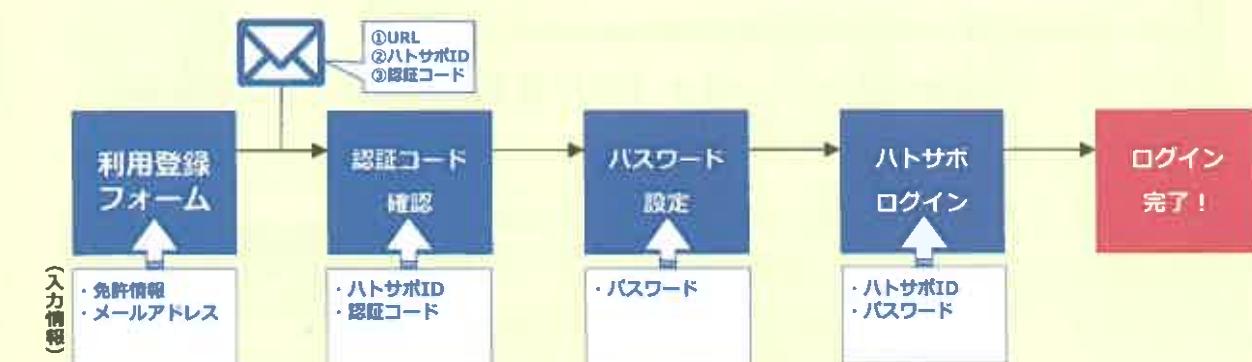
5 自動でログイン画面が表示されます。先ほど設定したハトサポIDとパスワードを入力し「ログイン」をクリック



6 ハトサポトップ画面が開きます。



まとめ
利用登録からログインまでの簡単な流れ



POINT

パスワードの保存

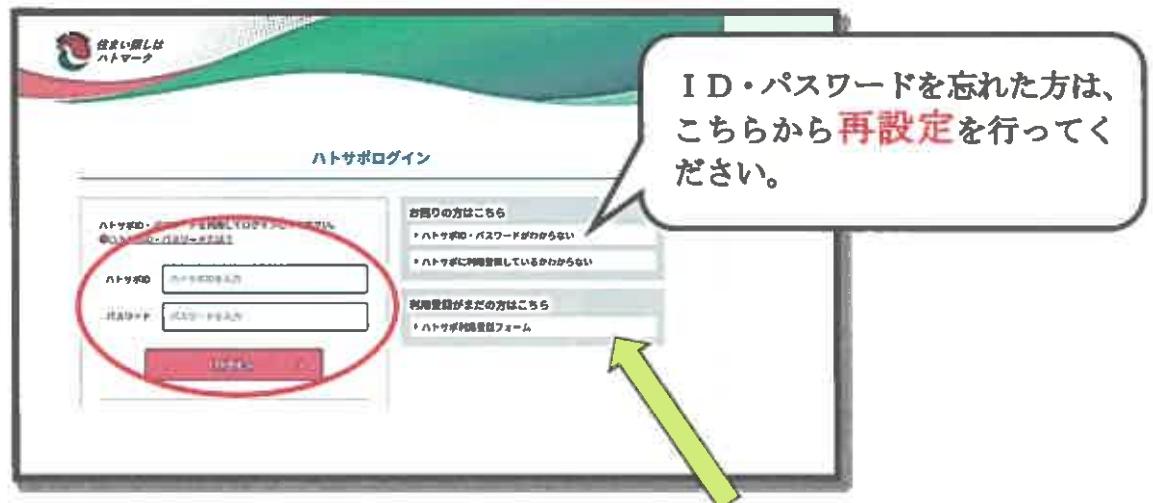
ログイン画面からログインをした際に、お使いのブラウザのパスワード保存機能でパスワードを保存しておくと、次回からパスワードを再度入力せずにログインすることができます。

全宅連 WEB 研修 (視聴方法)

- ①全宅連HPを開き『ハトサポ会員専用ログインはこちら』をクリック



- ②自社のハトサポIDとパスワードを入力してログイン



*ハトサポへの会員登録がお済でない方は『利用登録はまだの方はこちら』にて登録を行ってからログインしてください。

- ③ログイン後、『WEB研修』をクリック



賃貸不動産経営管理士講習会

8月11日(水) 12日(木) 沖縄県不動産会館4階ホールにおいて賃貸不動産経営管理士講習会が2日間開催され、11日は24名、12日は16名が受講した。

「賃貸不動産経営管理士」は、一般社団法人賃貸不動産経営管理士協議会が運営する、賃貸住宅管理の管理業務等の適正化に関する法律において、賃貸住宅管理業務を行う上で設置が義務付けられている「業務管理者」の要件とされた法体系に基づく国家資格です。昨年度試験において累計合格者有資格者は5万5千が7万名を超え社会的重要性も更に増している資格制度です。

本講習は単に試験勉強のための講習であるだけではなく、講習の修了者に賃貸不動産経営管理士試験の五問免除の権利が付与される重要な意味を持つ講習会です。

今回コロナウィルス感染防止のため、受付で体温カメラ、体温計、消毒液設置、監督員は手袋、フェイスシールドを装着、受講生は席ごとに1名着席とマスク着用をして受講し、適宜換気を行って開催されました。主催は一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会となり、

沖縄県支部が運営を行いました。講習時間も6時間30分と長時間のDVDを視聴し、その後確認テストが行われ、2日間で40名に修了証が交付されました。

賃貸住宅における良好な居住環境の確保を図るとともに、不良業者を排除し、業界の健全な発展・育成を図るため、令和3年6月15日から賃貸住宅管理業者の登録制度が施行されました。今後賃貸管理における重要性が大きく、賃貸不動産経営管理士をお持ちでない方は早めに取得することをお勧めします。



- 受講の様子 -

業者会 Information

県内各地区業者会の活動報告等をご紹介します。

「電柱ビラ等広告調査活動」を行いました

前年度に比べ、残念ながら取締りの対象となる広告物が増加しています。今後の予定としては、12月に開催予定の地域研修会について定例理事会にて計画を立てていく予定です。那覇東地区業者会は、7月の1ヶ月間で例年通り「電柱ビラ等広告調査活動」を行いました。新型コロナウイルスで先行きの見えない厳しい状況ではありますが、当業者会としては状況が好転し活動制限が解除されることを願うと同時に、その際にすぐに活動できるよう常に準備をしています。

那覇東地区業者会 専務理事 野村 圭太郎

那覇東地区

那覇西地区

8月に不動産の違法広告物の調査を行いました

那覇西地区業者会は新型コロナ感染拡大により緊急事態宣言が延期されるなか8月に不動産の違法広告物の調査を行いました。

電ビラ広告は以前よりは減少したとはいまだに散見されております。今後も根気強く違法広告をなくす取り組みを継続してまいりたいと思います。今年度の研修会につきましては新型コロナ感染状況を考慮して感染予防策を徹底した上で「クレーム、不当要求への実践対応について」と「レンズシステム及び沖縄県不動産流通機構の新システムの説明」をWEB研修視聴を交えながら12月までに開催する予定で日程調整を行なっておりますので多数の会員参加協力をお願い致します。

那覇西地区業者会 会長 喜納 兼功



お客様ファーストの接客、案内を行っていきます。

小禄南部地区業者会は、コロナ渦ということで毎月の役員会を見送り、活動できずにいましたが、毎年恒例の電柱ビラ活動を実施しました。売地の電柱ビラより、売戸建ての電柱ビラのほうが多い数ありました。一部の業者さんのこういった行いで、不動産業の悪いイメージを持たれるのは、すごくもったいないことだと感じております。業者同士、協力して、もっともっと不動産業のイメージを上げていけたらと思います。また、ひとつひとつ、自分自身の行いを見直して、気を引き締めて、お客様ファーストの接客、案内を行っていきます。

小禄・南部地区業者会 大城 大心



業者会 Information

県内各地区業者会の活動報告等をご紹介します。

オンライン(ZOOM)勉強会など非対面による行事を行いました！

浦西業者会ではコロナ渦で集合研修等が制限される中、会員さんや地域への貢献として下記のような活動に取り組みました。今後も、引き続き、浦西業者会活動へのお力添えのほど宜しくお願ひ致します。

1.ZOOMを活用したオンライン勉強会。

講師に不動産鑑定士の村山哲志氏を招き価格査定についてのオンライン勉強会(ZOOM)を開催しました。内容は主に不動産の現状確認、価格の種類、評価方法など業務に活かせる役立った内容となりました。

2.違法看板パトロール。

例年の一斉集合の方式ではなく、浦添市・西原町をパトロール地区ごとに分けて、担当者を決め、各担当者がそれぞれに締切期日までにパトロールを行い違法看板等の写真を撮影し、事務局へ報告する方法で行いました。



浦添・西原地区

宜野湾・中城地区

緊急事態宣言下での違法電ビラ調査を行いました

毎年恒例の電ビラ調査を行いました。

今回は緊急事態宣言下ということもあります、密を避けるため集合写真は取りやめにして参加していただいた会員の皆様の到着順に調査票の配布と調査の説明を行いドライブスルー方式での電ビラ調査になりました。参加して頂いた会員の皆様ありがとうございました。

写真は事務局長と私です。

美樹ハウジング 宮城 竜也



小禄・南部地区

Zoomを活用した勉強会を開催しました

Zoomを活用した勉強会「もうき塾：建築構造の基本・かんたん!まるわかり!」を6月に開催しました。21名の申込がありましたが参加は15名でした。後日 行ったアンケート調査では、内容について「構造や工法の種類や特徴などの説明がわかりやすくてとても良かった」との回答が多くありました、「音が途切れたりして聞きづらかった」という回答もあり、担当委員会の皆さんに改善に向けて取組みを行っています。

7月は炎天下、15名が参加して事務所駐車場の草刈りと、倉庫の整備作業を行いました。また、電柱ビラ調査も会員の協力を得て報告書を作成し、撮影した写真と共に宅建協会へ提出いたしました。



中部地区

親睦ボウリング大会はいまだ開催できず、10月に予定している異業種交流会も延期か中止かと氣を揉む日々が続いていますが、そんななか長嶺将賢副会長の一声で「ゴルフ・ビヨビヨ会」が発足、初心者からプロ並みのベテラン(!?)まで9名が集い、あちこちのコースを回りながら息抜きをしているようです。

今回もコロナウイルスの一日も早い終息を心からお祈りしながら、中部業者会の動きをご報告いたします。

中部地区業者会事務局 福本 優子

北部地区

名護市との連携をより深めて有益な取り組みができないか?

暑さ去りやらぬ昨今ですが、会員各社におかれましては実り多き秋を迎えてることと存じます。さて、北部地区業者会におきましては先日、三役会を開催し昨年、一昨年に名護市との間で連携協定事業を結びました「空家等の利活用促進に関する連携協定」と「工場用地等不動産情報共有に関する連携協定」について、本年度開設しました北部地区業者会ホームページなどを有効活用し、更なる具体的な活動が出来ないか?また、名護市との連携をより深めて地域の皆様及び会員各社への有益な取り組みができないか?などを話し合いました。

緊急事態宣言も度重なる延長で会の活動も思うように進みませんが、今後はWEB・リモートなども駆使し会の運営を図りたいと思います。

※沖縄県北部地区宅地建物取引業者会 (okihokutakken.com)

北部地区業者会 副会長 山入端 学



宮古地区

宮古地区

「農地法に関する法令及び条例の勉強会」の開催準備を行なっています

現在、昨年から続く新型コロナの影響で社会的に接触機会を減らす風潮にあり、宮古地区業者会の集まりが持てない現状となっています。本来なら会員間の交流や意見交換の機会を設けたいところですが、しばらくは開催延長が望ましいとの判断に至りました。しかしながら役員会としては4月に行なわれた総会での課題を受け、農地法に関する法令及び条例の勉強会を開催する方向で有識者及び関係各所と打ち合わせを行い準備を行なっています。

未だ新型コロナの影響下ではありますが、早期の解決を期待すると共に業者会一丸となって地域の経済活動に寄与してまいります。

宮古地区業者会 会長 砂川 幸男

八重山地区

石垣市社会福祉協議会フードバンク事業への食料品の寄贈

先日の9月10日に八重山地区宅地建物取引業者はコロナ禍で例年行っているビーチクリーン、街クリーン事業や会員交流会等の事業が実施できない中、「何か地域のためにできることはないか?」と定例会にて「石垣市社会福祉協議会フードバンク事業への食料品の寄贈」を提案したところ、全会一致にて承認され、長引くコロナ禍で収入の減少、雇い止め等で困っている方々へ少しでもお役に立てばとの思いで、島産米300キロ寄贈させていただきました。また、先日は八重山地区業者会として、家賃補助支給に関して市役所との協議を行い、助成金の申請の簡素化などを提言させていただきました。

八重山地区業者会 副会長 川原 千博



弁護士相談費助成

宅建業協会会員様限定!!!

弁護士相談費助成についてのご案内

今年度、新規事業として各会員皆様の不動産業務に関する法律弁護士相談費用の一部(5,000円)を助成することとなりました。

お申込みをする際には下記の手順に沿ってお願ひいたします。

【申込手順】

- ① 弁護士へ相談をする前に別紙1「弁護士相談予約申込書」に相談内容等ご記入のうえ、当協会へFAX(098-868-7963)をお願いします。
- ② 当協会が内容を確認承認後に、会員様にご連絡いたします。
- ③ その後、弁護士との訪問相談終了後に、別紙2「弁護士相談報告書」に助言内容を記載し、領収書を添付のうえ当協会へFAX(098-868-7963)へ送って頂き、書類が確認できましたら助成金を指定の口座へ振り込みます。

【注意事項】

- ① 1会員、年1回のご利用とさせて頂きます。
- ② 毎月7件の会員利用とし、申し込み順となります。

※様式は、協会HPの「会員用情報」よりダウンロードできます。

協会HPはこちら→okinawa-takken.com

別紙1 (公社)沖縄県宅地建物取引業協会 (FAX 098-868-7963)までご送信下さい。 年 月 日	
弁護士相談予約申込書(相談前記入) 以下のとおり、弁護士相談予約を申し込みます(すべての項目をご記入下さい)。	
宅地建物取引業者番号	大区・知事()署 番号・名称・代表者 電話 ※携帯電話でも可
TEL	FAX
相談日	令和 年 月 日
弁護士事務所 弁護士名	
相談内容(概要)	
事務処理欄 申込受付日 申込承認日 判査受付日 領収日	

別紙2 (公社)沖縄県宅地建物取引業協会 (FAX 098-868-7963)までご送信下さい。 年 月 日	
弁護士相談報告書(相談後記入) 宅地建物取引業者番号 大区・知事()署 番号・名称	
弁護士からの 助言内容	
振込依頼書 上記額の助成金を下記の口座へ振り込んで下さい。	
会員登録名	銀行・金庫 ・信用金庫 店
預金種目	1. 普通 2. 当座 口座名義人
預金額 フリガナ 口座名義人	
※会員登録書又は払込証明書のコピーを添付してFAX(098-7963)又は郵送でお申込み下さい。 ※申請最終期限は令和4年3月25日です。 ※振込手数料は振込金額より差し引きます。	

女性部会定例会・特別セミナー

第76回ZOOM定例会
2021年6月19日(土)

- 事例：① 土地上の建築物の所有権をめぐってのトラブル
② 同じ人と賃貸借の範囲についてのトラブル (有)関基開発 宮里 悅子
③ 80年前の抵当権の抹消方法 (有)ダイキ 真喜屋 民子

今回は事例発表に始まり、現在各社で対応している問題案件等、2時間という時間が足りないほど、過去に経験し事例など活発な意見交換が行われました。

また、困っている方に少しでもお力添えできるようボランティア活動を始めました。その第一歩として、新型コロナウイルスの影響で生理用品が買えない、声をあげられない学生に生理用品を届け、少しでも安心して暮らせるよう緊急支援を行う事を決定いたしました。コロナ禍で思うようにやりたい事ができないもどかしい日々ではありますが、できることから少しずつ地域を盛り上げていけるよう、こんな時だからこそ女性部一丸となって頑張っているだいです。

女性部会 宮里 亜弓



第77回ZOOM定例会
2021年7月17日(土)

- 事例：地主様が高齢者の場合の注意点!!
(有)とみや不動産 仲与根 節子

契約直前に高齢の売主が体調不良となり契約が延びた事例発表。売主が高齢の場合、御家族の協力が不可欠であり信頼関係を築いておく必要性があることや契約前の入院で亡くなり相続までいった経験、認知症の方の後見人問題、司法書士に依頼して裁判所の許可を得た売買事例など多くの経験談を聞くことが出来ました。最後に6市町村へ生理用品を寄付し小中学校で配布して頂く、女性部会有志が中心となり行なったボランティア活動の報告。今後も女性部会ができる社会貢献があるのであるとの話題には、参加者から多くの意見があり充実した定例会となりました。

女性部会 真栄平 ヤス子

女性部会では、毎月第3土曜日に定例会を開催しております。
ご希望の方にはFAXにてご案内しておりますので是非、宅建協会事務局までご連絡下さい。



那覇市



宜野湾市



沖縄市



浦添市



南風原町



うるま市

「生理の貧困支援」小中学校へ生理用品を寄付

まごころボランティア会 女性会員 有志の会

私たち女性部会は、“女性会員 有志の会”として、コロナ禍で深刻化する「生理の貧困」に悩む子供たちを支援しようと、6月ZOOM定例会において「まごころボランティア会」を立上げ寄付を掛けました。

すると団体として、県宅建業協会・那覇東地区業者会・浦添西原地区業者会・BNI沖縄リージョン、また北那覇法人会女性部・女性経営者ちむすれ会・中小企業家同友会女性部、各団体に所属する多数の個人の方々からも賛同を頂き、直接生理用品の寄付や振込があり、僅か1ヶ月で100万円以上の寄付が集まりました。夏休み前には、頂いた寄付を少女たちへ届けたいと、7月14日(水)にうるま市・沖縄市・宜野湾市・浦添市・南風原町・那覇市と6市町を訪問しました。生理用品は市町村を通して小中学校へ届けられ、子供たちへ無償配布します。

寄付の受付は7月末で終了し、9月には糸満市・豊見城市・南城市の小中学校へ同様の配布を予定しています。

私達は宅建業者として大事な衣食住の中の住を扱っている立場から、家族や地域に密着しています。不動産業を通して身近な問題にも目を向け、小さな事でもできる事があるはずです。

今後も宅建女性部として勉強会はもちろんですが、奉仕作業やボランティア活動にも目を向けて、心を磨き、業者としても人間的にも成長していきたいと思っております。

㈱ゆいハートコーポレーション 又吉 悅子

1. 売買契約引き渡し後における修繕について

相談者・買主からの相談

Q 相談内容

中古建物を契約不適合責任は負わない条件で売買契約を締結しました。引渡し時にガス会社に依頼したらガス機器が壊れていることが分かり、告知書にガス機器は有と記載されていたので、売主に修繕をお願いしたところ、売主は物件に住んでいなかったのでガスが壊れているとは分からなかった。また、契約不適合責任を負わないとなっているので修繕しないと言われました。

売主に修繕追及はできないのでしょうか。買主側で修繕しないといけないのでしょうか。

A 回答

1 民法の債権法が改正された2020年4月1日に施行されました。民法改正では、民法改正前では瑕疵担保責任と規定されていたものが契約不適合責任と規定されています。契約不適合責任とは、端的に申しますと、①引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合には、②履行の追完請求、③履行が追完されない場合の代金減額請求、④損害賠償請求と契約解除をすることができるとしています。本件では、ガスの修繕ですので、履行の追完請求ということになります。

2 では、契約の不適合の判断はどのように行われるのでしょうか。

民法改正では「引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである」という要件に該当するか否かが問題となります。引き渡された目的物の種類、品質又は数量に関して、当事者がどのように契約内容を予定していたかという観点から判断されることになります。

本件の対象物は中古建物となっています。中古とはいって、建物である以上単に雨露をしのげればいいというものではなく、建物で生活する上で必要な設備等にも当事者が価値をおくのが通常であり、ガス機器も食事や風呂などに欠かせない設備といえます。本件では、告知書にもガス機器が有りとされていますので、当然、当事者は中古建物の契約の一内容として、ガス機器が使用できる前提であったと考えられ、契約不適合責任が問題となってきた。

3 今回売主は、物件に住んでいなかったので知らなかった、契約不適合責任を負わないとなっているので修繕しないといっているようですが、そのような言い分は通用するのでしょうか。

まず、物件に住んでいなかったので知らなかったという点につきまし



ROK 864kHz

リスナーの皆さまから事前にメールまたはFAXでいただいた質問に、専門家の立場からわかりやすく解説・回答していく番組です。

大好評
放送中!!

毎月第1土曜日 午前9時15分から放送

2021
5月
放送

2. 家主修繕拒否による解約に伴う違約金について

相談者・貸主からの相談

Q 相談内容

アパートの賃貸契約を締結し入居しましたが、入居後しばらくして台所と洗面台に水漏れが発生しました。家主に対して修繕をお願いしましたが、家主は、お金が無いから直せないと言って修繕しません。水漏れが激しく住むには難しいため、解約を申し出たところ、家主は、契約書には1年未満で解約する場合には違約金として1か月分支払うと定められているとして、違約金1か月分、ハウスクリーニング代、畳の表替え費用を請求すると言っています。私としては、家主が水漏れを修繕しないことによる退去であり、借主の責任による退去ではないので、違約金は支払いたくありません。違約金を支払う義務があるのでしょうか。

A 回答

1 賃貸借契約について、貸主は、目的物件を借主に使用させる義務を負いますから、目的物件が損傷した場合、これを修繕する義務を負うのは貸主であり、貸主の費用負担において修繕することとなります。

また、賃借の目的物件が、滅失その他の事由により使用することができなくなった場合、それが物件の全部ではなく一部の滅失でも、残りの部分のみでは賃借をした目的を達することができないときは、賃借人は、契約の解除をすることができます。

2 今回のご相談では、水漏れが激しく住むには難しいとありますが、水漏れといつても様々であり、解除するためには、それが賃貸の目的を達することができない程度、つまり、居住することが困難な程度である必要があります。蛇口などに水漏れがあっても、水漏れをシンクで受け止めることができる場合は、居住が困難とまではいえないでしょう。

しかし、水漏れが水道管や配水管などに生じていて、水が床や壁などに漏れてくるような状況や、水漏れのために室内にカビが発生してくるような状況では、居住は困難といつができるでしょう。

水漏れの程度が大きく、居住することが困難であるという状態で、家主に修繕を求めて修繕してくれないというときは、賃貸借契約をした目的を達することができない場合に当たりますので、賃借人は、契約の解除をすることができます。

3 では、違約金は支払わなくていいのでしょうか。

この場合は、違約金の支払義務は負いません。違約金というのは、債務者の責めに帰すべき債務不履行があったときに、支払う損害賠償金の性質を有しています。今回のように、借主には何ら故意過失などの帰責事由が無く、むしろ、家主が修繕義務を負っているのにこれに反して

修繕をしないという、家主の帰責事由によって、契約を解除せざるを得ない状況ですから、借主において違約金を支払う義務はありません。

4 では、ハウスクリーニング代と畳の表替えはどうでしょうか。

これは、違約金というより、退去時の原状回復義務の範囲の問題です。本来、借主は、原状回復について、通常損耗の範囲、つまり、通常の使用によって生じる建物の劣化については、原状回復義務を負いません。畳についていえば、入居したとき新品の畳でも、通常使用している畳は色褪せてきます。これは通常損耗であって、借主は退去時に畳を新品に取り替える義務は負いません。ハウスクリーニングについても、借主はこれを行う義務は負いません。

しかし、賃貸借契約を結ぶときに、借主が、畳の表替えやハウスクリーニングについて、特約として、これらの項目を具体的に明記して、本来の原状回復義務を負う範囲に加えて、これらの範囲についても借主の負担で行うことと定めている場合は、その特約の効果として、これらを行なう義務を負います。

さて、今回の場合は、賃貸借契約の際に、畳の表替えやハウスクリーニングを、借主が負担することについて、特約が無い場合は、これらは原状回復の範囲に含まれませんから、借主がこれを行う義務はありません。

仮に特約があった場合はどうでしょう。このような通常損耗の部分についても借主が原状回復義務を負う合意は、借主が物件を通常どおり使用収益したうえで退去する場合を想定しており、今回のように、家主の修繕義務の不履行によって退去する場合にまで、民法上負う原状回復の範囲に上乗せした原状回復をする意思までは有していないと考えるべきです。したがって、特約があったとして、今回のような貸主の修繕義務の不履行により解除となる場合では、借主は、畳の表替えの費用やハウスクリーニングの費用を負担する義務は無いと考えます。

5 最後に、今回は、家主が修繕してくれないので退去したいということですが、家主が修繕してくれないとときは、借主が修繕することもできます。

つまり、家主に修繕を求めて家主が修繕しないときは、借主において修繕して、その修繕費用を家主に請求することができ、また、家主が修繕費用を支払わなければ、これを家賃の支払いと相殺していくことが可能です。

賃貸物件が損傷したとき、そのまま放置しておくと、さらに損傷が広がって被害が拡大してしまいます。家主は借主とお互いに連携をとりあって賃貸借が継続できるようにしてください。

会員 ひろば



鉢植えで3年間咲かなかった蘭を黒木につけてみるとしっかりと木に根着き見事に咲いてくれました。

私の無になる時間・癒しの時間

有限会社すまいの大進
島田 みつ子

毎週土・日の午前10時までは庭の草を取ったり、花を植えたりとガーデニングを楽しんでいます。10時までと決めているのは日焼けが怖~い。それなりのお年頃ですので、すぐ沈着しなかなか改善されないので、太陽と闘いながら楽しんでいます。植えた草木に花が咲くと嬉しくなりますし、通りかかった人が「きれいですね」と喜んでくれたり、写真を撮る方もあり私も嬉しいです。



会社玄関入り口は涼しさが欲しいので、シダ類・観葉植物と水草を植えています。

とんだ勘違いで害虫を育てたことも

草木を育てていると、かたつむり・ミミズ・虫も寄ってきます。

以前は虫が大嫌いで触れる事が出来なかつたが、息子が小学校の時、自由研究をそろそろ始めないと間に合わないぞと焦っている時、庭の色鮮やかな黄色の花にモンシロチョウが卵を産み付けていました。タイミングよくラッキーと思い、その日から観察日記の始まりです。幼虫になり、色が青からだんだん茶色くなり、さなぎとなりモンシロチョウとなりました。そこからは青虫もかわいく感じていました。

ある日、庭に5~6cm青虫を見つけ、これはきっと大きくてきれいなアゲハチョウになるに違いないと思い、鳥にやられないよう籠に入れ大事に育てました。色がだんだん茶色に変化し、さなぎになったのですが、さなぎは葉っぱにはつかずコロっと隅っこに転がっていました。不思議には思っていたのですが、その時田舎へ帰郷しなければならず、そのさなぎが潰れないようティッシュで包み、箱に入れ一緒に飛行機で帰郷しました。翌日そのティッシュを開けてみるとナント綺麗なアゲハチョウのはずが茶色のかわいくない蛾が化していた。あんなに大切に育てたのに……もう一人で笑うしかなかったです。お陰で蝶と蛾の区別がしっかりわかるようになりました。

秋から冬は花が咲き誇ります。今は夏、日差しが厳しく花たちもバテ気味だが、街路樹のサンダンカと松葉ボタンは元気に咲いてくれるので大好きです。

松葉ボタン
道向かいの街路に
植えました。



サンダンカも
色鮮やかです



のはずが…



宅建 クイズ

Q

準防火地域内において、地階を除く階数が3（高さ12m）、延べ面積が1,200m²で事務所用の用途に供する建築物を建築しようとする場合に関する次の記述のうち、建築基準法の規定によれば、正しいものはどれか。

1

この建物は、耐火建築物等又は準耐火建築物等としなければならない。

2

この建築物の屋上に看板を設ける場合において、その主要な部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならぬ。

3

この建築物は、防火上有効な構造の防火壁又は防火床によって有効に区画しなければならない。

4

この建築物には、非常用の昇降機を設けなければならない。

簡単チヨコフレークスコーン



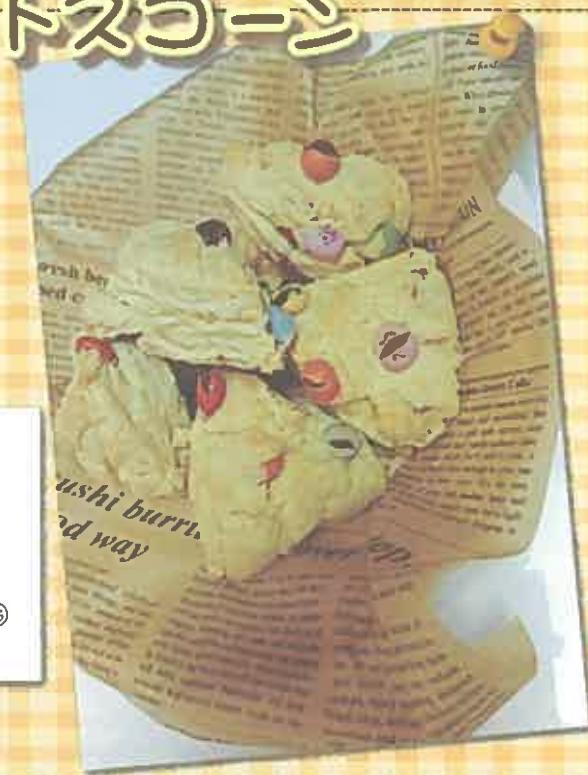
【材料】

ホットケーキミックス (200g)
バター (60~70g)
牛乳 (大1)
チョコレート (量は好み)

【作り方】

1. ボウルに上の順番で入れ混ぜ合わせる
2. 混ざったら最後は手でひとまとめる
3. クッキングシートの上に移し、形をととのえ、包丁で八等分にする
4. 180度のオーブンで20分~25分焼いたら出来上がり♪

今回、子供達と一緒に作りました! 混ぜて焼くだけなのでとっても簡単です◎
皆さんもぜひ作ってみてください!



TAKKENインフォメーション

●法定研修会

時▶令和3年11月9日(火) 会場▶沖縄コンベンションセンター

●第4回取引士法定講習会

時▶令和3年12月1日(水) 申込期限: 令和3年10月22日(金) 延守 会場▶沖縄産業支援センター

●第5回取引士法定講習会

時▶令和4年1月26日(水) 申込期限: 令和3年12月10日(金) 延守 会場▶沖縄コンベンションセンター

●第6回取引士法定講習会

時▶令和4年3月23日(水) 申込期限: 令和4年2月10日(木) 延守 会場▶沖縄産業支援センター

*取引士講習会については、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、会場での開催ではなく、「自宅学習」へ変更させていただく場合がございますので予めご了承下さい。

*令和3年度実務研修会 集合研修は中止し、次回の宅建おきなわ1月号に誌上研修として掲載致します。

入会者のご案内

みなさまよろしくお願ひいたします

令和3年7月1日
令和3年9月30日

令和3年9月末現在の会員数

1,493社

(株)SKY Housing	(株)千歳	スカイホーム守礼(商)	(株)ついだカンカン不動産宜野湾
代表取締役 大城 りり 宅建取引士 大城 りり 事務所 北谷町豊見3-292 サウスピリ 1F TEL 926-0466 FAX 988-0067	代表取締役 石垣 和明 宅建取引士 石垣 和明 事務所 那覇市若狭本町4-5-21 TEL 988-9131 FAX 988-9141	代表取締役 新田 啓代 宅建取引士 新田 啓代 事務所 西原町上原2-29-11 TEL 943-8218 FAX 943-8219	支店長 金城 ユウキ 宅建取引士 金城 ユウキ 事務所 宜野湾市野瀬1-2-10 TEL 984-2544 FAX 988-0668
(株)てるまさシリーズ	(株)プラスライフ	UR-コーポレーション(株)	(株)GSK
代表取締役 鹿屋 基太 宅建取引士 鹿屋 基太 事務所 那覇市東崎1-12-15 TEL 943-4355 FAX 943-4356	代表取締役 寺保 真哉 宅建取引士 寺保 真哉 事務所 宮古島市平良西亞357 TEL 0980-75-3563 FAX 0980-75-3563	代表取締役 鈴木 太 宅建取引士 鈴木 太 事務所 那覇市1-7-2 TEL 943-1221 FAX 943-2544	代表取締役 乾賀 虎士 宅建取引士 中村 佑馬 事務所 宜野湾市仲井真379-1 105号 TEL 996-3919 FAX 996-3918
(株)JK開発	(株)全沖	(株)エフォート企画	(同) ETF企画販売
代表取締役 金 淳汰 宅建取引士 金 淳汰 事務所 北谷町豊見2-6-4 103号 TEL 938-5620 FAX	代表取締役 田嶋 秀子 宅建取引士 田嶋 秀子 事務所 うるま市みどり町4-12-1 201号 TEL 987-8550 FAX 987-8550	代表取締役 比嘉 正興 宅建取引士 名瀬 翔 事務所 沖縄市豊崎2-4-25 TEL 931-9292 FAX 874-2634	代表取締役 岩瀬 誠 宅建取引士 岩瀬 誠 事務所 沖縄市中央3-4-7 2階110号 TEL 937-8622 FAX 937-8622
琉球地所リアルエステートサービス(株)	グッドライフ(同)	(株)慶雅頌	大成不動産ホールディングス(株) 沖縄支社
代表取締役 加賀谷 遼香 宅建取引士 加賀谷 遼香 事務所 宜野湾市真次原3-31-20 TEL 988-0130 FAX 988-0131	代表取締役 平良 直輝 宅建取引士 平良 直輝 事務所 沖縄市知花2-10-8 TEL 939-6241 FAX	代表取締役 チェン イ 宅建取引士 チェン イ 事務所 宜野湾市南2-282-1 TEL 050-5375-3401 FAX	支店長 乾満 祥 宅建取引士 乾満 祥 事務所 宜野湾市大山6-3-3 TEL 870-9350 FAX 870-9351
(株)カミサキ企画	(株)白金	(株)ウェーブプリゾート 普天間支店	
代表取締役 上野 塔 宅建取引士 上野 塔 事務所 宜野湾市美須原1-21-1 1階 TEL 851-7761 FAX	代表取締役 下地 春人 宅建取引士 高江 雄志 事務所 宜野湾市平良松原276 TEL 0980-75-5350 FAX 0980-75-5306	支店長 大城 朝奈 宅建取引士 高江 雄志 事務所 宜野湾市大山1-9-1 4階 TEL 888-1850 FAX 988-1851	
PlayMountain(株)	(株)白金 那覇支店	(株)金城不動産	
代表取締役 佐竹 重臣 宅建取引士 佐竹 重臣 事務所 宜野湾市野嵩3-10-3 TEL 892-5601 FAX	支店長 金城 順一 宅建取引士 清川 真之 事務所 潘浦市伊原3-13-1 TEL 943-5323 FAX 943-5324	代表取締役 金城 順一 宅建取引士 清川 真之 事務所 潘浦市伊原5-103号室 TEL 943-2821 FAX 963-7569	
(株)エージェント	(株)RoseHeart	(株)照正組	イイホーム企画(株)
代表取締役 風島 哲乃 宅建取引士 風島 哲乃 事務所 冲縄市中3-22-24-3 TEL 971-5151 FAX 050-3156-3081	代表取締役 仲間 真史 宅建取引士 古野 雅雄 事務所 阿嘉町22-2 2F TEL 971-0371 FAX 923-0732	代表取締役 乾良 真治 宅建取引士 乾良 真治 事務所 石垣市久連2273-1 D棟114号 TEL 0980-87-0682 FAX 050-3512-1548	代表取締役 佐々木 みなみ 宅建取引士 佐々木 みなみ 事務所 沖縄市大田1-11-1 3階 TEL 988-0672 FAX 835-9884
飯田リアルエステート(株)	(株)グッドホーム	(株)ついだカンカン 不動産うるま	(同) ShakeHands
代表取締役 林 博裕 宅建取引士 宮園 幸伸 事務所 那覇市川口2-2-2 2階 TEL 970-6072 FAX	代表取締役 田原 明 宅建取引士 久保 伸也 事務所 宜野湾市国場169-6 TEL 970-6072 FAX 835-9884	代表取締役 高良 大樹 宅建取引士 高良 大樹 事務所 沖縄市大田1-11-1 3階 TEL 988-0668 FAX 988-0668	代表取締役 鈴木 重仁 宅建取引士 佐々木 みなみ 事務所 沖縄市前原久々島4-2 丸高マンション4階 A-2 TEL 050-5360-0401 FAX 901-4561

退会者 令和3年7月▶9月
長い間ありがとうございました

SKY Housing・シンケンハウス(株)・(資)ストリーム
(株)ファンスタイル 沖映通り店・がねこ不動産・ソフタック
(株)フォースター建設・ウエマ事務所・大誠商事・首里砂販売所
新里不動産商事・(株)Reve

宅建クイズ

1 ○ 正しい。準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が3で延べ面積が1,500m²以下のものは、耐火建築物等又は準耐火建築物等としなければならない(建築基準法61条、施行令136条の2)。

2 ✕ 誤り。「防火」地域内においては、看板、広告塔等の工作物で、建築物の屋上に設ける場合又は高さ3mを超えるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。しかし、準防火地域内ではこのような規制はない(64条)。

3 ✕ 誤り。延べ面積が1,000m²を超える建築物は、原則として、防火上有効な構造の防火壁又は防火床によって有効に区分し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ1,000m²以内としなければならないが、耐火建築物又は準耐火建築物などの場合は、この限りではない(26条)。

4 ✕ 誤り。高さ「31m」を超える建築物には、原則として、非常用の昇降機を設けなければならない(34条)。本問の建築物は12mであるので、非常用昇降機を設ける必要はない。

解答

1 が正解

- 1 ○ 正しい。準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が3で延べ面積が1,500m²以下のものは、耐火建築物等又は準耐火建築物等としなければならない(建築基準法61条、施行令136条の2)。
- 2 ✕ 誤り。「防火」地域内においては、看板、広告塔等の工作物で、建築物の屋上に設ける場合又は高さ3mを超えるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。しかし、準防火地域内ではこのような規制はない(64条)。
- 3 ✕ 誤り。延べ面積が1,000m²を超える建築物は、原則として、防火上有効な構造の防火壁又は防火床によって有効に区分し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ1,000m²以内としなければならないが、耐火建築物又は準耐火建築物などの場合は、この限りではない(26条)。
- 4 ✕ 誤り。高さ「31m」を超える建築物には、原則として、非常用の昇降機を設けなければならない(34条)。本問の建築物は12mであるので、非常用昇降機を設ける必要はない。

理事会の動き

「第2回 理事・幹事 合同会議 令和3年9月14日(火)	第一号議案 令和3年度「宅地建物取引士資格試験」実施(案)承認の件	賛成多数で可決承認された。
	第二号議案 令和3年度「不動産フェア」運営実施(案)承認の件	賛成多数で可決承認された。
	第三号議案 定款施行規則一部改正(案)承認の件	賛成多数で可決承認された。
	第四号議案 全宅保証会費徴収の事務処理要領一部改正(案)承認の件	賛成多数で可決承認された。
	第五号議案 役員等職務権限規程(案)承認の件	賛成多数で可決承認された。

協会の動き

月日	会議・行事	場所	月日	会議・行事	場所
7	2 本部相談日	2階相談室	8 12 賃貸経営管理士講習会(2日目)	4階ホール	
	3 流通委員会	4階ホール	13 本部相談日	2階相談室	
	4 ラジオ不動産収録	ラジオ沖縄	17 入会審査	4階ホール・委員会室	
	5 人材育成正副委員長会	3階委員会室	18 本部相談日	2階相談室	
	6 入会審査	4階ホール・委員会室	19 中部相談日	中部業者会	
	7 本部相談日	2階相談室	20 広報啓発委員会	各会社	
	8 正副会長会	3階委員会室	21 本部相談日	2階相談室	
	9 本部相談日	2階相談室	22 北部相談日	中部業者会	
	10 入会審査	4階ホール・委員会室	23 全宅連情報提供委員会	会長室	
	11 本部相談日	2階相談室	24 全宅連情報提供委員会(Web会議)	会長室	
	12 本部相談日	2階相談室	25 正副会長並びに関連団体代表者会議	4階ホール	
	13 入会審査	4階ホール・委員会室	26 本部相談日	2階相談室	
	14 本部相談日	2階相談室	27 中部相談日	中部業者会	
	15 入会審査	4階ホール・委員会室	28 八重山相談日	大浜信泉記念館	
	16 本部相談日	2階相談室	29 苦情解決・研修業務所管委員会	那覇中央郵便局1階	
	17 本部相談日	2階相談室	30 本部相談日	4階ホール	
	18 本部相談日	2階相談室	1 人材育成委員会	4階ホール	
	19 本部相談日	4階ホール・委員会室	2 入会審査	3階・4階委員会室	
	20 本部相談日	4階ホール・委員会室	3 総務財務委員会	3階委員会室	
	21 本部相談日	4階ホール	4 試験に係る合同会議(沖縄県)	4階ホール	
	22 本部相談日	2階相談室	5 本部相談日	2階相談室	
	23 本部相談日	中部業者会	6 中部相談日	中部業者会	
	24 本部相談日	4階ホール	7 正副会長会	4階ホール	
	25 本部相談日	4階ホール	8 第3回常務理事・常任幹事合同会議	4階ホール	
	26 本部相談日	4階ホール	9 広報啓発委員会	4階ホール	
	27 本部相談日	4階ホール	10 總務・公取指導委員会	4階ホール	
	28 本部相談日	4階ホール	11 本部相談日	2階相談室	
	29 本部相談日	2階相談室	12 苦情解決・研修業務所管委員会	4階ホール	
	30 本部相談日	2階相談室	13 宅建取引士法定講習会(※自宅学習)	2階相談室	
	31 本部相談日	2階相談室	14 本部相談日	2階相談室	
	32 本部相談日	2階相談室	15 本部相談日	2階相談室	
	33 本部相談日	2階相談室	16 本部相談日	2階相談室	
	34 本部相談日	2階相談室	17 本部相談日	2階相談室	
	35 本部相談日	2階相談室	18 本部相談日	2階相談室	
	36 本部相談日	2階相談室	19 本部相談日	2階相談室	
	37 本部相談日	2階相談室	20 本部相談日	2階相談室	
	38 本部相談日	2階相談室	21 本部相談日	2階相談室	
	39 本部相談日	2階相談室	22 本部相談日	2階相談室	
	40 本部相談日	2階相談室	23 不動産フェア	不動産会館2階・4階ホール	
	41 本部相談日	2階相談室	24 正副会長並びに関連団体代表者会議	4階ホール	
	42 本部相談日	2階相談室	25 本部相談日	2階相談室	
	43 本部相談日	2階相談室	26 入会審査	4階ホール・	



賃貸住宅管理業法 完全施行！

チャンスその1 宅建協会新入会員応援プロジェクト

宅建協会に新規入会された会員が、
入会日から1年以内に本会に入会すると

入会金
無料

チャンスその2 全宅管理サポート制度

令和3年度中に全宅管理会員からの
紹介状と一緒に入会申込書を提出すると

入会金
無料

利用されています、全宅管理！

無料のインターネットセミナー

講座数※

アクセス数

常時**500**以上 | 月間**2,000**超

※賃貸住宅管理業法をテーマにしたセミナーも公開中！

クラウド型賃貸管理ソフト「ReDocS」

約**200**社が新規採用

◎入会金：20,000円 ◎年会費：24,000円 (2,000円 [月額] × 12ヶ月)



「住もう」に、寄りそう。
全宅管理

(一社) 全国賃貸不動産管理業協会

全宅管理 検索
<https://Chinkan.jp>

全宅管理に入会するなら 令和3年度がチャンスです!!